

弘法大師空海と満濃池修築

寺内 浩

はじめに

弘仁一二年（八二二）五月、讃岐国の申請により、満濃池修築のため空海が築池別当に任じられた。『日本紀略』弘仁一二年五月壬戌条には次のように記されている。

讃岐国言、始自「去年」、堤「万濃池」、工大民少、成功未期、僧空海、此土人也、山中坐禪、獸馴鳥狎、海外求道、虚往実帰、因茲、道俗欽風、民庶望影、居則生徒成市、出則追従如雲、今離旧土、常住京師、百姓恋慕如父母、若聞師来、必倒履相迎、伏請「充別当、令濟其事、許之」。

この満濃池修築は空海によってなされた社会事業として著名なものであり、空海の伝記などでは必ず言及されるものだが、この事業について歴史学の立場から考察を加えたのが亀田隆之氏である。亀田隆之氏は、空海が築池別当に起用された理由として、①労働力が確保できず、修築工事がうまく進まなため、国郡司は民心をつかみ、工事に農民を投入しう

る人物を望んでいた、②空海は多度郡が生んだ高名な僧であり、多度郡一帯に伝統的勢力を持つ佐伯氏の一族である、③国家の側としては空海の起用により在地有力豪族の財力・労働力に頼ることができ、④空海にとつても真言宗を拡張する絶好の機会であった、などをあげている。

基本的に支持すべき見解であり、空海が築池別当になった理由が的確にまとめられているといえるが、さらに考察を深める余地がないわけではない。以下では、まず第一章では、地域とゆかりのある僧が起用されるのは空海だけの事例なのかどうかについてみていきたい。後述するように、九世紀に行われた社会事業には僧が関係している例がしばしばみられる。そうした社会事業を行った僧が地域とどのような関係にあったのかを検討する。次に、第二章では、密教を広めようとしている空海にとつて、満濃池修築はいかなる意味を持っていたのかを考えたい。弘仁年間後半から空海は密教宣布の動きを進めるのだが、そうしたなかでなぜ空海が築池別当になったのかについて検討する。

一 九世紀の僧と社会事業

(一) 社会事業と僧・国家

満濃池修築は空海を別当としてなされたが、九世紀に行われた社会事業を調べてみると、そこに僧が関係している例が多いことがわかる。

① 『顕戒論』上の弘仁一〇年五月一九日付僧綱上表文に、勅操は「在『狭山池所』とあり、狭山池の修築にあたっていた。

② 弘仁一四年に益田池の築料として大和国に新銭一〇〇貫が下賜されたが（『日本紀略』同年正月丙子条）、空海の「大和州益田池碑銘并序」（『性霊集』巻二）によると、工事は藤原三守・紀末成と修円によって始められた。

③ 承和二年（八三五）、大安寺僧の忠一に、駿河国富士河・相模国鮎河に浮橋、美濃・尾張国堺の墨俣河に渡船を加増し、布施屋をつくらせた（『類聚三代格』承和二年六月二九日官符）。

④ 承和年中、大井河堰が決壊した時、修復にあたったのは道昌であった（『日本三代実録』貞観一七年二月九日癸亥条）。

⑤ 貞観九年（八六七）、播磨国魚住船瀬を元興寺僧賢和と講師賢養につくらせた（『類聚三代格』貞観九年三月二七日官符）。

⑥ 近江国和迩船瀬は承和年中に律師静安がつくったが、破損したので貞観九年に賢和が修造した（『類聚三代格』貞観九年四月一七日官符）。

⑦ 貞観一二年、大僧都慧達、従儀師徳貞、薬師寺別当常全、西寺権别当道隆、元興寺僧玄宗らを河内国に遣わして築堤を「労視」させた（『日本三代実録』貞観一二年六月二〇日庚午条）。

僧による社会事業というと、すぐに想起されるのが行基である。『行基年譜』の「天平十三年記」によると、行基は畿内を中心に数多くの橋、池、溝、船瀬、布施屋などをつくった。したがって、九世紀における僧の社会事業はこうした行基の系譜を引くものといえる。大井河堰を修復した道昌が「不_レ図今日復見_レ行基菩薩之迹_レ矣」（『日本三代実録』貞観一七年二月九日癸亥条）とされているのはこうしたことを示すものである。

ただ、行基の場合は彼が率いる知識集団が事業の主体であったが、九世紀になると国家の関与が強まるようになる。益田池の造営には大量の銭が政府から支給され、承和二年の浮橋、布施屋の造営には救急料が用いられ、貞観九年の和迩船瀬も以後の破損修理は国司に委ねられている。こうしたことから、中井真孝氏は、九世紀の社会事業は「あるいは僧徒の事業に国家が援助し、あるいは官官の事業に僧徒が協力するという形態になっている」としている^⑧。

九世紀の僧と社会事業について、さらに詳細な検討を加えたのが堀裕氏である。九世紀前半には民衆教化、すなわち化他を行う修行僧（山林修行などを通じて獲得されるのが修行を得意とするのが修行僧）が多く存在し、宮中で彼らが中心となる私名会や灌仏会が整備されただけでなく、諸国では彼らが主導して文殊会が行われるようになった。文殊会の財源には救急料が使用されたが、これは文殊会が救貧や勧農を目的としていたためである。諸国文殊会は、化他を得意とする僧が行っていたものを、国家が民衆救済策の一つとして取り込んだものといえる。化他を行う修行僧は利他業として池溝、橋、船瀬などの造営・修築に関わることも多かった。そして、そうした社会事業の費用は国家財政から支出され、維持・管理は国司によってなされた。九世紀になると飢饉や災害が相次ぐ一方で、国家財政が悪化したため、国家は化他僧の特性を活かし、彼らが行う社会事業を国家の政策として展開しようとした。九世紀前半は「僧侶が国家の社会政策の一環としてはつきりと位置付けられた時代」だったのである^④。

このように、九世紀になると化他を得意とする修行僧が社会事業を盛んに行うのだが、それは国家の社会政策と一体化してなされていたのである。次節では、道昌、静安、修円、勤操の四人をとりあげ、彼らがなぜ社会事業にあたったのか、地域といかなる関係にあったのかを具体的にみていくこ

とにする。

(二) 道昌

『日本三代実録』貞観一七年二月九日癸亥条の卒伝によると、道昌の俗姓は秦氏、讃岐国香河郡の出身で、幼くして仏道に入り、三論宗を学んだ^⑤。弘仁七年に年分度者になり、同九年に東大寺で具足戒を受けて諸宗の研鑽に努め、その後空海より灌頂を受け、真言の法を学んだ。天安三年（八五九）に興福寺維摩会講師、貞観元年に大極殿御齋会、薬師寺最勝会の講師、同六年に権律師、同一六年に少僧都となり、同一七年に七八歳で死去した。天長七年（八三〇）より毎年欠かさず宮中仏名会の導師となり、殺生の罪は帝王と臣下のとちらが重いかと天皇から問われ、帝王の方が重いと答えたこととは有名である。大井河堰の修復については、「承和中、嘗大井河堰決、詔令道昌監其防遏、道昌自躬率先、創其功業、衆人子来、成之不日、故老咸收涕曰、不図今日復見行基菩薩之迹」とあり、承和年中に道昌に命じられ、人々の積極的な協力により修復をなしとげたことがわかる。

『法輪寺縁起』（『寺誌叢書』一）によると、道昌は虚空藏求聞持法を修するため、勝験の地を求めていたところ、空海から葛野寺（法輪寺）を教えられ、そこで百箇日の修行をして感得したとある。このように道昌は密教行者であったが、その後広隆寺別当となり広隆寺を再建した。いうまでもなく

広隆寺は山城国葛野郡大秦にある秦氏ゆかりの寺で、秦河勝が創始し、平安遷都後現在地に移ったと伝えられている。しかし、延暦年中に別当秦鳳が資財帳等を持って逃げるといふ事件が起き、さらに弘仁九年には火事のため堂舎が焼亡した。こうしたなか道昌は承和三年に別当となり、「広隆寺別当補任次第」の道昌項に「寺内諸院家堂塔三面之僧坊等、此時務之時、悉造畢」とあるように、広隆寺の復興に尽力した。

広隆寺がある葛野郡は、山城国における秦氏の本拠地で、その地域は古くから秦氏により開発がなされた。『政事要略』所引の「秦氏本系帳」には「造葛野大堰、於天下誰有比檢、是秦氏率催種類、所造構之、昔秦昭王、塞堰洪流、通溝澮、開田万頃、秦富數倍、所謂鄭伯之沃衣食之源者也、今大井堰様、則習彼所造」とあり、秦氏によって「葛野大堰」がつくられ、葛野川の治水がなされた。「葛野大堰」の造営は五世紀ないし六世紀ころといわれるが、『令集解』雜令取水灌田条古記に、灌漑用水の整備について、「用水」の家だけでは修治できない例として「葛野川堰之類」があげられ、「葛野大堰」は八世紀においても著名かつ大規模な川堰であった。「葛野大堰」をつくった秦氏の土木技術はその後も受け継がれ、天平一四年（七四二）には造宮録秦下嶋麻呂に、恭仁宮の「大宮垣」を築いた功により叙位や賜姓、賜祿などがなされている（『続日本紀』同年八月丁丑

条）。長岡遷都に際しても、延暦三年に山背国葛野郡の外正八位下秦忌寸足長に「築宮城」により従五位上が授けられている（『続日本紀』同年一二月乙酉条）。長岡京造営の中心であった藤原種継、同葛野麻呂の母が秦氏であったこともよく知られた事実である。なお、天長五年の「山城国葛野郡班田図」は、広隆寺西方の嵯峨野を中心とする地域に比定されているが、戸主の大半は秦氏であり、九世紀においても葛野郡に秦氏が数多く居住していたことがわかる。

平安京の西郊を流れる葛野川はたびたび氾濫を起こしたので、政府は防葛野河使を置いてその治水につとめた。延暦一九年（八〇〇）には葛野川堤を山城・大和・河内・摂津・近江・丹波等諸国の民一万人に修理させ（『日本紀略』同年一〇月己巳条）、大同三年（八〇八）には有品親王、内親王、諸司把笏者、命婦らに人夫を進めさせている（『日本後紀』同年六月壬申条、七月辛丑条）。ただし、これらの堤防工事は平安京への河水の流入防止というよりはむしろ灌漑設備の修復・整備であつたらしい。

道昌が修復した「大井河堰」も同様で、その主たる機能は周辺地域の灌漑である。「大井河堰」は「秦氏本系帳」にみえる「葛野大堰」と同じと考えられ、場所は現在の渡月橋付近に比定されている。この「葛野大堰」に関連すると想定されるのが、一五世紀末に作成された「山城国桂川用水差図案」（『東寺百合文書』）にみえる「一井」と「二井」である。

そこには「法輪橋」（渡月橋付近）や下流の葛野川右岸に「二井」、左岸に「二井」があり、そこからの用水は兩岸の灌漑に用いられていた。ところで、貞観一五年の「広隆寺資財帳」（『平安遺文』一一一六八）と「広隆寺資財交替実録帳」（『平安遺文』一一一七五）によると、広隆寺領の田地は広隆寺の南方と南西部に広がっている。そして、広隆寺とそれらの田地の間を流れるのが西高瀬川だが、この川は古くからの人口河川であり、「二井」を起点とする用水路がその起源とされている。道昌による「大井河堰」修復の具体的内容は不明だが、広隆寺や葛野川兩岸に多く住む秦氏にとって大きな意味を持っていたことは間違いないであろう。

このようにみてみると、道昌に「大井河堰」修復が命じられた理由はもはや明らかであろう。灌漑設備修復のためには多くの労働力が必要なのだが、広隆寺は近辺に多く居住する秦氏の精神的支柱であり、その別当が同じ秦氏出身の道昌なのである。一方、「大井河堰」決壊により葛野川兩岸の田地は大きな被害を受けたと思われるが、別当として広隆寺再建につとめていた道昌にとって、広隆寺領だけでなく広隆寺を支えている多くの秦氏が持つ田地を復興させることは喫緊の課題であった。政府は、「大井河堰」修復をすみやかに成し遂げるため、その最適の指導者として道昌を選んだのである。

（三） 静安

静安は、西大寺常騰に従って法相を学び、その後近江国比良山で修行生活を送った。比良山で十二仏名経を誦誦していたところ、その名声が宮中に聞こえ、招かれて始まったのが仏名会である。⁽¹⁰⁾『続日本後紀』には、承和五年三月に大法師静安を律師とし、同年十二月には律師静安らを導師として内裏で仏名会が始まったとある（承和五年三月丙子条、承和五年二月己亥条）。また、同承和七年四月癸丑条には、律師伝灯大法師位静安を清涼殿に請して、始めて灌仏会を行うとあり、灌仏会も静安に始まる。このように静安は比良山の修行僧であり、彼の勧めで始まったのが仏名会、灌仏会であった。仏名会は年末に諸仏の名号を唱え、罪障を懺悔してその消滅を祈る行事で、灌仏会にも同様な要素があったが、一方で俗人を教化するものでもあり、化他を得意とする修行僧が導師に選ばれていた。⁽¹¹⁾

比良山の修行僧であり、また化他僧でもあった静安が造営したのが和迹船瀬である。『類聚三代格』貞観九年四月七日官符は、和迹船瀬を修築した元興寺僧伝灯法師位賢和が、以後は国司が検領・修理することを請うたもので、そこには「件泊、故律師静安法師、去承和年中所造也」とある。

和迹船瀬は大津市志賀町の和迹川河口付近にあり、この和迹船瀬があった和迹の地は陸上・湖上交通の要衝であった。⁽¹²⁾『延喜式』兵部省によると和迹には近江国北陸道（西近江路）

の駅があり、駅馬七疋と伝馬五疋が置かれていた。また、こ
こは平安京の北東から大原を経て竜華越（途中越）の道が北
陸道と合流する地点でもあり、天安元年には竜華関も設置さ
れた¹⁵。

和迹には、勢多・筑摩とともに御厨が置かれ、水産物を貢
納していた¹⁶。琵琶湖の御厨は水産物を扱うため、当然のこと
ではあるが、その付近には港があった。筑摩御厨は琵琶湖有
数の港である朝妻湊に隣接し¹⁷、勢多御厨には正倉院文書に材
木輸送の中継地としてみえる勢多津があった（『大日本古文
書』五一二七九・二八〇）。そして、和迹御厨にあった港が
和迹船瀬である¹⁸。

静安は比良山に妙法寺・最勝寺を建立した。『日本三代実
録』貞観九年六月二日戊子条によると、静安弟子賢真の申
請により妙法寺・最勝寺が官寺となるのだが、そこには両寺
が「故律師伝灯大法師位静安所建也」とある。また、承和
九年には法華経・最勝王経暗誦者各一名の度者を近江国妙法
寺・最勝寺に入れることになった（『続日本後紀』承和九年
一二月丁丑条）。これは静安の申請によるものであろう。こ
の妙法寺・最勝寺は和迹の近くにあったらしい。大津市志賀
町大字栗原西北方山中（和迹川上流左岸）に大教寺野、西勝
寺野という小字があり、さらに小字大教寺野と小字堂山の二
地点より、九世紀中葉一〇世紀初頭の特徴を持つ土器が出
土していることから、林博通氏は妙法寺・最勝寺がこの近辺

にあった可能性を指摘している¹⁹。

このように静安は比良山の修行僧であったが、和迹に隣接
した妙法寺・最勝寺を拠点として活動していたのである。

静安は承和一一年に入滅するが、その諸活動は弟子の賢
和、賢真、賢護などに受け継がれる。先述したように、貞観
九年四月、元興寺僧伝灯法師位賢和は、静安が造営した和迹
船瀬を修復し、以後は近江国司が検領することとなり、貞観
九年六月には、唐より帰国した伝灯大法師位賢真が、妙法・
最勝両寺を官寺とすることを申請し、認められている。貞観
九年一二月、東大寺僧伝灯法師位賢護が、仏名会の本尊であ
る一万三千仏画像を自らつくり、それらを豊前国宇佐八幡宮
と北陸道諸国に安置する許可を得た²⁰。さらに貞観一三年九
月、賢護は同仏画像を太政官・図書寮を始めとして全国に置
くことを申請し、認められている²¹。

このうち、和迹船瀬を修復した賢和は、『日本三代実録』
貞観七年四月二日壬子条によると、和迹の対岸にある野洲郡
奥嶋に久しく住み、堂舎を構え、島神（奥津嶋神）のために
神宮寺を建立した。同じころに兄弟弟子の賢真によって妙法
寺・最勝寺が官寺となつているので、静安の後を受け、彼ら
弟子グループもこの地域を拠点にさまざまな活動をしていた
のであろう。

このように、比良山の修行僧であるとともに化他僧でも
あった静安が、利他業として行ったのが和迹船瀬の造営で

ある。和迹船瀬がある和迹の近辺には静安が建てた妙法寺・最勝寺があり、彼は和迹とその周辺を中心に活動していた。こうしたなか、「往還舟船、屢遭没溺、公私運漕、常致漂失」という状況を見て、静安は地域の人々に働きかけ、和迹船瀬を造営したものだと思われる。また、対岸の野洲郡奥嶋に「久住」した賢和を始めとする弟子グループも、和迹近辺を活動の拠点とした。そして、静安の遺志を継いで利他業としての和迹船瀬修復にあたったほか、さまざまな活動を展開したのである。

(四) 修 円

大和国益田池は、高市郡を流れる高取川を堰き止めてつくられた灌漑用ため池で、『日本紀略』弘仁一四年正月丙子条には「新銭一百貫賜大和国、充築益田池料」とある。その造営過程については、空海の「大和州益田池碑銘并序」（以下、「益田池碑銘」とする）が詳しい。それによると、弘仁一三年一月に権中納言藤原三成と大和守紀末成が造営を嵯峨天皇に申請したところ、それが認められ、三成・末成と修円²³によって工事が始められた。ところが、嵯峨天皇の崩御により、三成は官職を辞し、末成も越前守に遷ってしまつた。そこで、淳和天皇は参議大伴国道と大和守藤原広敏に事業を継続させ、天長二年に工事は竣工した²⁴。

藤原三成・紀末成とともに益田池造営に加わつた修円は、

大和国の人で俗姓は小谷氏、興福寺の賢璟・宣教について法相を学び、弘仁元年律師、天長四年少僧都、この間弘仁年中に興福寺別当となる。興福寺では、伝法院を創立し、深密会を起こすなど、教学の興隆につとめている。一方で、賢璟が建立した室生寺の発展に尽力し、晩年は室生寺に住み、承和二年にその地で入滅した。

修円が益田池造営に加わつたのは、大和国出身というだけでなく、弘仁末年に興福寺別当であつたことが関係したものと思われる。別当は大寺の長官として寺務を統轄する職で、三綱がその下で寺務を司っていた。一般の大寺では、別当と三綱は五師大衆が「能治廉節之僧」を簡定したが、興福寺の場合は氏人が選ぶことになつていた（「延喜式」女番寮）。しかし、平安時代中期までは藤原氏出身の別当はごくわずかであり、出自によらずに「能治廉節之僧」が選ばれていたらしい²⁵。

律令制下の興福寺の財政収入には、寺封、墾田などがあつた。『新抄格勅符抄』によると、興福寺の寺封は駿河・信濃以下畿外一〇か国に二二〇〇戸あり、また『続日本紀』天平勝宝元年七月乙巳条では、興福寺は一〇〇〇町までの墾田所有が認められている。その他、大和国からも多くの収入を得ていた。延久二年（一〇七〇）の「興福寺大和国雑役免坪付帳」（『平安遺文』九一四六三九・四六四〇）によると、莊園の総計は二三五七町余、不輸免田畠が五〇三町余、雑役免田

島が一八五四町余あった。このうち不輸免田島は九七町余の本願施入田島と四〇六町の国議不輸免田島からなる。前者の本願施入田島は寄進により成立したもので、すべて既開發田からなる。後者の国議不輸免田島には、灯油免田、維摩会九口聴衆料免田、維摩会露免田、春日御社御供免田、春日御社御幣免田などがある。これら灯油料や維摩会・春日社の諸費用は、本来は国司が正税の中から支出していたが、正税の乏少化により、一定の田地を興福寺に与え、寺家が直接これらの田地から必要経費を調達するようになったものである。また、興福寺莊園の多くを占める雑役免田島も本来は公民に課されていた興福寺への雑役奉仕が田地に転化したものである。

このように、九世紀初期における興福寺の財政状況を直接に知ることはできないが、当時の興福寺の寺院経済が大和国の正税や田地からの収入、公民の労役に拠るところが少なうはなかつたことは間違いないであろう。したがって、大和国の六郡を潤したとされる益田池^③の造営は、興福寺の財政に大きな利益をもたらすものであり、こうしたことから興福寺別当である修円が関わることになったのではないだろうか。

修円が益田池造営に参加したのは、彼が大和国出身であり、また興福寺別当であるためとしたが、修円が果たした役割は、どちらかといえば副次的で、造営工事の主体は官人たちにあつたようである。「益田池碑銘」には、修円の名前は、

藤原三成と紀末成の奏上が認められて工事が開始されたとする箇所^④に一回みえるだけである。また、「益田池碑銘」は、造営工事における臣下の功績を、「紀藤原草、果續円豊、伴相施計、原守在公、良才奇術、民具靡風」とするが、そこにあげられているのは藤原三成、紀末成、大伴国道、藤原広敏の四人であり、修円の名はみえない。造営工事は官人中心になされたのである。

ところで、井上薫氏は、九世紀に僧侶が造営工事に派遣された事例として、(イ)工事の指揮を行う、(ロ)工事従事者をはげます、(ハ)農民の恐怖を祈禱で除く、の三つをあげ、(ロ)(ハ)が多いとするが、修円の役割も同様に(ロ)(ハ)にあつたと考えられる。

そうすると、注目されるのは、修円が竜神信仰の盛んな室生寺の修行僧だつたことである^⑤。先述したように、室生寺は賢璟が建立し、修円が発展につとめたのだが、室生寺は吉野と並ぶ南都僧の山林修行地であつた。『叡山大師伝』所引の延暦二四年八月内侍宣に、「石川櫻生二禪師者、宿結芳縁、守護朕躬、憑此二賢、欲昌弘法」とあるが、この「石川櫻生二禪師」は勤操と修円を指している。ここから、修円が櫻生禪師と呼ばれる室生寺の修行僧であつたこと、桓武天皇の護持にあたつていたことがわかる。

また、室生寺には竜穴と称される岩窟があり、奈良時代からすでに竜神信仰が存在していた。「室生山年分度者奏状」

によると、天応元年（七八一）から承平七年（九三七）までの間に祈雨・止雨の祈願が二九回行われ、室生寺の修行僧であった修円もこうした祈修に関わっていた。このことは、『日本紀略』弘仁八年六月庚申条に、「遣律師伝灯大法師位修円於室生山祈雨」とあり、修円が祈雨を修するため室生山に遣わされていることから明らかである。このように、修円は単なる学僧ではなく祈雨の修法者でもあった。

古代においては竜神と水とは不可欠の關係にあり、「益田池碑銘」に「竜吟決堤則容乎不飽^⑤」とあるように、池水においてもそれは同様であった。時代は下るが、『今昔物語集』卷一四一四一には、弘法大師が神泉苑で請雨の修法を行った時、金色の蛇が現れ池に入るのを見て、大師が「此ハ、天竺ニ阿耨達智池ト云フ池有リ、其ノ池ニ住スム善如竜王、此ノ池ニ通ヒ給フ」と述べたとある。修円が益田池造営に加わったのは、こうした池に住む竜神を祀り、工事の安全を祈願するためであろう。竜神信仰の盛んな室生寺の修法者である修円の参加は、益田池の造営工事従事者に大きな安心感を与えていたと考えられるのである^⑥。

（五）勤操

勤操は大和国高市郡の出身で、俗姓は秦氏。一二歳で大安寺に入り、一六歳の時から「南嶽」で山林修行を行う。受戒後、三論教学を学び、以降三論宗の発展につとめる。先述し

たように、延暦末年には桓武天皇の護持僧となる。弘仁四年に律師、同一〇年に少僧都、天長三年に大僧都となり、天長四年に入滅。この間、造東寺所別当、造西寺所別当、川原寺別当にも任じられている^⑦。

勤操が行った法会としては、石淵寺の法華八講が著名だが、彼が生前に始め、その後国家により民衆救済策として取り込まれたのが、最初に少し触れた文殊会である。『類聚三代格』天長五年二月二五日官符によると、文殊会は勤操・秦善らが畿内の村々で設け、「貧者」に「飯食」を施していたものだが、以後は会料として救急料を用いることになった。

また勤操は、『日本紀略』弘仁一四年二月癸卯条に「請大僧都長恵、少僧都勤操、大法師空海等於清涼殿、行大通方広之法、終夜而畢也」とあるように、年末悔過行事に奉仕していた。この方広悔過は年末に三世の仏名を称えて滅罪生善を願うもので、先述した仏名会の前身とされているものである^⑧。

このように、勤操は化他を得意とする修行僧でもあったのだが、彼が関わった土木事業が河内国狭山池の修築である。狭山池は、七世紀初頭に築かれ、奈良時代に行基らによって修築がなされたが、九世紀前半にも改修が加えられたことが近年の発掘調査で明らかになっている。勤操がこの時の改修に関係していたことは、護命ら七人の僧綱から出された弘仁一〇年の上表文（『顕戒論』上）の勤操の署名欄に「在狭山

池所」とあることに示されている。

ただ、勤操と狭山池改修の関係については不明な点が多い。『御遺言』(二五箇条)や『大師御行状集記』などの大師伝には、和泉国榎尾山寺(施福寺)で空海が出家し、勤操が沙弥戒を授けたとある。したがって、勤操が榎尾山寺と関係があったとすると、榎尾山寺と狭山池は比較的近い位置にあり、また南都から榎尾山寺へ行くには狭山池がある河内国丹比郡を通るので、勤操が狭山池、あるいは河内国丹比郡と何らかのつながりがあった可能性がないわけではない⁽⁴⁾。また、弘仁一〇年ころ勤操は東寺別当、川原寺別当だったので、両寺の所領が河内国丹比郡にあったのかもしれないが、これらはいずれも想像の域を出るものではない。

(六) 小括

社会事業を行った僧と地域との関係をみてきたが、不明な点が多い勤操を除けば、道昌、静安、賢和、修円などはいずれも地域との関係が深い人物であったことを明らかにすることができた。空海の満濃池修築においては、彼が地元豪族佐伯氏の出身であったことが強調されるが、九世紀の社会事業に僧が関係する場合、そうしたことは一般的なことだったのである。

前稿で述べたように⁽¹⁾、九世紀になると公民制が動揺して、租税の収取が次第に困難となる。また、飢饉・疫病や自然災

害も相次ぎ、公民の再生産活動を維持・回復するため、政府は具体的・現実的な政策を次々と打ち出す。その一つが、僧が行う社会事業を政府が支援し、あるいは政府の社会政策のなかに取り込み、民衆の生活安定に役立てることであった。したがって、政府にとってその社会事業は成功させねばならず、そのためには社会事業の中心となる僧、社会事業に加わる僧は、地域に関係が深く、徳化力・宗教力があり、人々の精神的支柱になる者でなければならなかったのである。

空海が満濃池修築にあたり築池別当に起用されたのは、九世紀の政府のこうした現実的な政策によるものだったのである。

二 空海と満濃池

(一) 満濃池修築の経緯

本章では、空海の密教宣布活動のなかで満濃池修築が持つ意味について考えていくが、最初に弘仁一二年(八二一)に満濃池修築がなされた経緯について簡単に述べておく。

「讃岐国万農池後碑⁽⁴⁾」によると、満濃池が最初に築かれたのは大宝年間(七〇一―七〇四)で、築いたのは讃岐国守道守朝臣であった。そして、弘仁九年に堤が破れ、修築されることになったのである。同碑文には、「大宝年中国守道守朝臣之所築也」、「近曾弘仁九年流破、再下官使、三千内

乃築成」とある。

弘仁八年ころから各地で旱魃が続いた。弘仁八年は天下諸国に、弘仁九年には柏原山陵に使を遣わして雨を祈らせている。⁽⁴⁾『日本紀略』弘仁一〇年七月条には「自夏不雨、諸国被害者多」とあり、弘仁十一年には諸国で大雲経を転読させている。⁽⁵⁾また、弘仁十一年には、大和高市郡に泉池が築かれ、七道諸国の弘仁九年以前の租税未納、調庸未進が免除されている。⁽⁶⁾こうしたなか讃岐国で満濃池が修築されることになった。

『大師御行状集記』、『弘法大師行化記』によれば、最初に築池使として下されたのは刑部少丞正六位下路真人浜継であった。しかし、「始自去年、勤加修築、而池大民少、築成未期」とあるように、必要な労働力を集めることができず、そこで国郡司の要請で空海が別当に就くことになったのである。⁽⁷⁾

(二) 空海の密教

大同四年（八〇九）に入京を許された空海は、弘仁元年一〇月に「奉爲国家請修法表」を提出した（『性霊集』巻四）。そのなかで空海は、中国では宮中に内道場が設けられ、僧が鎮護国家の念誦を行っている、このたび私は「仁王経」「仏母明王経」などの新しい護国經典を請来したので、高雄山寺において弟子達とともに国家のために修法を行いた

いと述べている。「葉子の変」が鎮圧された直後という絶好のタイミングで出された上表文であったが、この申請が認められた形跡はない。⁽⁸⁾

ところで、国家のために密教の修法を行うというのは、空海個人ではなく空海がもたらした密教に本来的に備わっていた性質である。⁽⁹⁾インドでおこった密教は、金剛智・善無畏らのインド僧によって中国に伝えられたが、それを政治権力と結びながら中国に定着させたのが不空である。不空はインドに渡り、多くの密教經典を持ち帰ったが、そのインド行は中国と天竺諸国との政治交渉をもう一つの目的としていた。中国に戻った不空はやがて安史の乱に巻き込まれる。不空は密教の修法により賊軍退散を祈願し、乱の平定後は肅宗・代宗の絶大な信頼を得ることとなった。不空は、大興善寺に灌頂道場をつくり、宮中の内道場で国家安穩の祈祷を行った。⁽¹⁰⁾

このように不空により中国に広まった密教は護国的要素の強いものであった。この不空の後継者が空海の師恵果である。空海が入京後まもない時期に「奉爲国家請修法表」を提出したのは、彼が学んだ密教の性質によるものといえよう。⁽¹¹⁾

(三) 空海と祈雨修法

嵯峨天皇は空海と緊密な交友関係にあったが、その中心は詩文や書にあり、真言宗を信奉するには至らなかった。⁽¹²⁾そう

表1 弘仁年間後半の空海

年 月	事 項
弘仁 6. 4	「勸縁疏」を撰し、各地の人々に密教經典の書写・流布を依頼。
弘仁 7. 6	高野山の下賜を請う上表文を提出し、7月に認められる。
弘仁 7. 7	高雄山寺で勤操とその弟子に三昧耶戒と两部灌頂を受ける。
弘仁 7.10	嵯峨天皇の病氣平癒を祈願し、神水一瓶を加持・奉進する。
弘仁 8	高野山に一院を建立するため、弟子の泰範、実恵らを高野山に派遣する。
弘仁 9. 4	最澄が比叡山で、僧綱が宮中で祈雨の読経を行う。
弘仁 9.11	はじめて高野山に登り、冬を越す。
弘仁10. 5	高野山に伽藍を建立するため、壇場を結界する。
弘仁10. 7	勅命により、中務省に入住する。
弘仁11. 5	旱魃のため讃岐国で賑給がなされる。
弘仁12. 5	讃岐国満濃池の築池別当に補せられる。
弘仁12. 7	新銭二万が下賜される。
弘仁12. 9	二部大曼荼羅や諸尊図像を修復し、供養する。
弘仁12. 9	故入唐大使藤原葛野麻呂三回忌の供養を行う。
弘仁13. 2	東大寺に灌頂道場を建立する。
弘仁14.10	皇后院で息災法を修す。
弘仁14.12	長恵・勤操とともに清涼殿で大通方広法を修す。

したなか、弘仁年間半ばになると空海の密教宣布活動に動きがみられるようになる(表1)。空海は弘仁六年四月に「奉勸諸有縁衆」⁽⁵⁵⁾「応奉」⁽⁵⁶⁾「写」⁽⁵⁷⁾「秘密藏法文」(『性靈集』巻九)、いわゆる「勸縁疏」を表し、各地の人々に密教經典の書写・流布を依頼した。陸奥国会津の徳一、下野国大慈寺の広智、大宰府の某官人など東国、西国の各方面に經典書写を勧めた手紙が「高野雜筆集」に数多く残されている。空海は、「帰国後一紀を経た今、ようやく真言宣布の歩みを開始したのである」⁽⁵⁸⁾。

弘仁七年九月、嵯峨天皇が不予となり、九日の節会が停止となった。⁽⁵⁹⁾この時病氣平癒の修法を行い、神水一瓶を加持・奉進したとする空海上表文(「祈誓弘仁天皇御厄表」)が『性靈集』巻九に残されている。また、「從奉進止、修念不休、雖然、未得好相、深以尅己、未審、聖躬如何、望垂示(命により修法を行ったが、いまだ好相を得ておらず、天皇の様態が心配なので、様子を知らせてほしい)」という、左兵衛督藤相公宛の書状⁽⁶⁰⁾もこの時のものとされている。ただし、この修法が勅命によったものかどうかは不明である。⁽⁶¹⁾

次に、「昨日所命修法人名及支具物、具録馳上、(中略)防災未兆、聖賢所貴、患至乃悔、是則愚也(昨日ご下命の修法に列する僧の名簿と必要な道具は、詳しく記して申上した。(中略)災いを未然に防ぐことは聖賢の貴ぶところで

あり、災いがおきてから後悔するのは愚かなことである」〔『高野雜筆集』巻下43〕とある、吏部次郎範の年次のない書状をとりあげる。これは空海が除災のための修法を命じられていたことを示すもので、武内孝善氏は弘仁九年四月に空海へ祈雨の修法が依頼された時の書状、高木神元氏、西本昌弘氏は弘仁一〇年七月の空海の中務省入任前の書状としている^{②③}。今のところはいずれとも決めたいが、弘仁九年、一〇年の早魃とそれに伴う祈雨の修法に関係するものであることは間違いないであろう^④。

ここで空海が行った修法の意味を考えるため、まず弘仁九年の早魃と祈雨についてみておきたい。弘仁九年は前年に続いて早魃がおこり、政府は祈雨のため四月二二日に伊勢神宮に奉幣、諸大寺および畿内の諸寺山林禪場等には転経礼仏をさせている^⑤。同二三日には、二六日から三日間天皇および公卿百官は精進して仏門に帰し、僧綱には精進転経を行うよう命じている^⑥。実はこの時最澄にも祈雨の要請がなされていた。最澄の弟子光定が編纂した『伝述一心戒文』によると、四月二一日に藤原冬嗣から祈雨の依頼が届き、最澄は二二日に承諾する旨の書状を出している。後日最澄が提出した上表文によると、最澄は四月二六日から二八日まで三日間にわたって比叡山のすべての僧を率いて転経を行った。一方、宮中では護命僧都が四〇人の大徳を率いて仁王経を講じていた。

蘭田香融氏によれば、大乘戒壇設立を目指す最澄にとってこの時の祈雨読経は重要な意味を持つものであった^⑦。関東行化から帰山した最澄は、弘仁九年二月七日に弟子の光定に「大乘寺建立」の素志を告げて協力を請い、三月には門弟たちを集めて比叡山に大乘戒壇を建立する決意を表明した。さらに最澄は、四月二一日に山門の結界を定め、六所宝塔の建立を発願し、四月二六日には山内の九院を定めている。これら大乘戒壇建立の前提となる動きと同時期になされたのが祈雨読経なのである。蘭田香融氏は次のように述べている。

すでに大乘建立を決意した最澄とその教団にとって、このたびの祈雨読経は一つの試金石であった。三日の読経の結果は細雨が降るに止まったが、同月二十九日、最澄の表と献上のための金字仁王経を携えて内裏に参上した光定は、四〇人の大徳を率いて夜もすがら内裏に念誦講経する護命僧都らの姿をみかけている。清浄に結界された山林の読経と、非清浄なる宮中での読経との対決である。『顕戒論』(巻中)で議論される題材が、そこにはすでに事実として現出されていたといわねばならない。まさにそうした状況の下において、山門の結界以下の一連の布石が打たれたのである^⑧。

このように最澄にとって弘仁九年四月の祈雨読経は南都との対抗上負けるわけにはいかないものであった。一方、この時空海にも祈雨の修法が命じられていたとすると、最澄とは

別の意味で、簡単には引き下がることはできなかった。空海は『秘密曼荼羅教付法伝』に、金剛智、不空、惠果が皇帝の命により祈雨修法を行い、雨を降らせたことを記している。また、後に真言密教が得意とする請雨経法の際に読まれる不空訳の「大雲輪請雨経」も空海が請来したものである。弘仁元年に提出した上表文「奉爲国家請修法表」で述べた「摧滅七難、調和四時、護国護家、安己安他（七難を打ち砕き、四時を調和し、国と家を護り、自分と他人を安らかにする）」をいよいよ実現できるチャンスが空海にめぐってきたのである。

次に、弘仁一〇年の空海の動きについてみていきたい。空海は弘仁七年六月に高野山の地を賜りたい旨の上表文を提出し、認められる。弘仁八年、空海は弟子の泰範、実恵らを高野山に派遣し、開創に着手させる。空海も弘仁九年一月にはじめて高野山に登り、冬を越す。弘仁一〇年五月には伽藍建立のため壇上の結界を行っている。ところが、同年七月勅命により空海は中務省に入住することになった。その理由として、高木訥元氏は、「詔曰、頃者、炎旱積旬、甘露無施、云々、宜令十三大寺并大和国定額諸寺常住僧、各於当寺、三个日転讀大般若経、以祈甘雨也」などがあるように、この年も干魘が続いたため、「空海の中務省入住はそのこととかかわつてのことであつたかもしれない」としている。そして高木氏は、先の吏部次郎宛の書状は空海の中務省入居前

のものとし、西本昌弘氏も「高木氏の想定が成り立ちうる可能性が高い」としている。このように、吏部次郎宛の書状にみえる修法は中務省で行われた修法であり、空海が祈雨の修法を行ったのは弘仁九年ではなく弘仁一〇年であつたのかもしれない。しかし、その場合でも先述した空海にとつての祈雨修法の意味に変わりはない。むしろ、最澄や南都僧が祈雨の説経をしても大した効果はなく、弘仁一〇年も早魘が続いたのであるから、空海の意気込みはより強いものがあつたともいえよう。

（四）空海の満濃池修築

このように、弘仁九年、あるいは弘仁一〇年に空海は祈雨の修法を行ったのだが、早魘は弘仁一一年になつても続き、祈雨や租税免除がしきりになされている。しかも、早魘の被害がとりわけ大きかつたのが讃岐国なのである。

『日本紀略』弘仁一一年五月庚戌条に「讃岐国旱、賑給之」とあるように、早魘のため讃岐国で賑給がなされた。賑給は、飢饉や疫病がおきた時に飢疫民に対して国から穀や稲が支給されるものである。この讃岐国の賑給記事で注目したいのは、賑給を行う理由を「旱」としていることである。『続日本紀』以下の五国史にはこうした賑給記事は数多くあるが、多くは「〇〇国飢、賑給之」とあり、賑給の理由を「飢」としている。表2は、九世紀前半（八〇〇―八四九）におけ

表2 賑給の理由 (800-849)

賑給の理由	回数
飢	72
飢疫	6
水害	6
疾疫	4
疫早	3
弊	3
窮	3
地震	3
地	3
早・火	2
損	2
火	1

るこうした諸国での賑給記事を調べたものである。飢饉がおきる理由は旱魃、風水害などさまざまであるが、賑給記事ではそれらをまとめて「飢」とするのが一般的である。ところが、ここではあえて「飢」ではなく「旱」としているのである。表2では、賑給の理由を「旱」あるいは「旱損」としているのは二例のみであり、讃岐国の賑給記事が異例であることがわかる。つまりこのことは、今回の讃岐国でなされた賑給の要因が旱魃であったというだけでなく、旱魃被害がそれだけ顕著であったことを示しているのである。

空海に満濃池築池別当就任の依頼があったのはこういう状況下においてであった。弘仁元年に「奉爲国家請修法表」を上表して以来、空海は密教の修法を国家のために役立てることを願ってきた。そして、ようやく弘仁九年（あるいは一〇年）に祈雨修法の機会がめぐってきたのだが、その功

験はなかった。もちろん、祈雨の修法がうまくいかなかったのは最澄や南都僧も同じであったが、空海の場合は功験がなかっただけでなく、地元の讃岐国で大きな旱魃被害を出してしまったのである。したがって、讃岐国の人々を救済するため、空海にとつて別当就任は断ることのできないものであった。一方で、修築をなしとげること、密教の力を示すチャンスが再びやってきたともいえる。

こうして空海は満濃池の修築に臨んだのだが、空海の築池別当就任に影響を及ぼしたと思われるのが勤操である。勤操は空海より一六歳年長だが、弘仁七年に高雄山寺で空海から三昧耶戒と両部灌頂を受け、空海は勤操の一周忌の賛文に「貧道与公蘭膠春秋已久（二人は長年にわたり麗しく堅固な交友を続けた）」（『性霊集』巻一〇）と記すなど、両者は近しい関係にあった。かつては、勤操が虚空蔵求聞持法を空海に示した「一沙門」であり、空海の師とされていた。しかし近年は、空海から灌頂を受けていたこと、今述べた勤操一周忌の賛文が「どうみても師主に対する言葉とも思われぬ」ことなどから、「空海は勤操の弟子ではなく、交友久しい間にわたる学友であった」とする考え方が有力である²⁸。

勤操は弘仁四年に律師、弘仁一〇年に少僧都となっているので、弘仁九年四月に大僧都護命が四〇人の大徳を率いて祈雨のため宮中で行った仁王経講經に加わっていた可能性が高い。そしてこの勤操が弘仁一〇年に狭山池の修築に加わって

いたのである。先述したように、勤操は高僧でありながら化他僧として畿内の村々で文殊会を催し、貧窮者に食料を施すなどの実践活動を続けており、狭山池修築もその一環であった。空海と勤操の親しい関係からみて、空海は勤操が祈雨の講經を行うだけでなく狭山池修築にも参加し、早魃に苦しむ人々を現地に向いて助けようとしていたことを知っていたはずである。空海が満濃池修築のため讃岐国に下向したのは、こうした勤操の活動がその前提としてあったのではないだろうか。

空海自身が満濃池修築工事においてどのようなことをしたかは不明だが、工事の安全や成功を願う修法を行っていたのではないだろうか。具体的には、『大師御行状集記』に「任_レ国解状、依_レ勅発向、於_レ池堤側、建_レ立壇場、三箇年之間、令_レ祈願」とあるようなことであろう。ただ、長期間讃岐国に滞在したとは考えがたい。このころの空海はきわめて多忙であった。空海は高野山の伽藍建立を進めながら、唐から持ち帰った二部の大曼荼羅や諸尊の図像の修復を弘仁一二年四月から始め、九月に供養を行っている（『性靈集』巻七）。また、同月に故入唐大使藤原葛野麻呂三回忌の供養をし（『性靈集』巻七）、翌一三年二月には東大寺に灌頂道場を建立している⁽⁷⁾。したがって、築池別当とはいうものの、常駐して工事の陣頭指揮にあたったのではなく、修法により人々に安心感を与え、人々の精神的な拠り所となっていたのであろう。

(五) 小括

以上、本章では、弘仁年間後半における空海の密教宣布活動のなかで、満濃池修築が空海にとっていかなる意味を持つのかを考えてみた。帰朝後すぐの時期から空海は密教の修法を国家のために役立てたいと考えていた。弘仁九年（あるいは一〇年）の祈雨修法はその絶好の機会であった。しかし、功験はなく、逆に讃岐国で早魃がおきてしまった。こうした時に築池別当就任の依頼が来た。それは空海にとって断ることでできないものであるとともに、再度密教の力をみせる機会でもあった。勤操が狭山池修築に参加したことも一つの刺激となったであろう。こうして空海は満濃池を修築するために讃岐国に下ったのである。

おわりに

本稿は、空海が讃岐国満濃池の築池別当となったのは、当時の政府の現実的な社会政策によるものであり、一方密教宣布活動を進める空海にとっても、それは引き受けざるをえないものであったことを述べたものである。ただ、満濃池修築に至る経緯や弘仁年間後半の空海の動きについては、憶測に頼るところが多く、今後明らかにすべき点は数多く残されている。しかし、それらはいずれもこれからの課題とし、ひとまず本稿を擱筆することにした。

註

- (1) 亀田隆之「讃岐万濃池の造営工事」(同『日本古代治水史の研究』、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九七八年。その他、空海と満濃池に関するものとして、『満濃町史』(満濃町役場、一九七五年)、佐々木令信「讃岐国満濃池の修造と空海」(『歴史手帖』七四、一九七九年)、松原弘宣「讃岐国西部地域における地方豪族―空海と円珍の一族を中心にして―」(同『古代の地方豪族』、吉川弘文館、一九八八年)、宮城洋一郎「日本仏教救済事業史研究」第二部第三章(永田文昌堂、一九八九年)、『新修満濃町誌』(満濃町、二〇〇五年)などがある。
- (2) この他にも、『叡山大師伝』に、弘仁六年最澄が東国へ伝道に向かった時、信濃坂(神坂峠)が難路でかつ宿がないのを見て、美濃国側に広濟院、信濃国側に広拯院を置いて旅人の便宜をはかったとある。『袖中抄』には、弘仁一三年に越後国分寺尼法光が、往還の人を助けるため、古志郡渡戸浜に布施屋を建て、壘田四〇余町・渡船二隻を施入したとある。また、『讃岐国万濃池後碑文』(後述)によると、仁寿年間の満濃池修築には僧真勝が関わっていた。

- (3) 中井真孝「菩薩行と社会事業―古代から中世へ―」(同『行基と古代仏教』、永田文昌堂、一九九一年、初出は一九八八年)
- (4) 堀裕「化他」の時代―天長・承和期の社会政策と仏教―(『仁明朝史の研究―承和転換期とその周辺―』、思文閣出版、二〇一一年)。その他、追塩千尋氏は、九世紀における布施屋などの地方救済施設の設置・運営に僧が関わった背景には、行基追慕の高揚があったとしている(同『平安初期の地方救済施設について』、同『国分寺の中世的展開』、吉川弘文館、一九九六年、初出は一九八七年)。
- (5) 道昌、広隆寺、葛野大堰については、蘭田香融「嵯峨虚空略縁起―ある密教寺院に関する覚書―」(『関西大学文学論集』五一―一二、一九五六年)、金田章裕「平安初期における嵯峨野の開発と条里プラン」(同『条里と村落の歴史地理学研究』、大明堂、一九八五年、初出は一九七八年)、井上満郎「渡来人―日本古代と朝鮮」(リポート、

一九八七年)、追塩千尋「道昌をめぐる諸問題」(同『中世の南都仏教』、吉川弘文館、一九九五年、初出は一九九二年)、吉野秋二「平安前期の広隆寺と周辺所領」(『古代文化』六四―三、二〇一二年)などを参照した。

(6) 「広隆寺別当補任次第」については、林南壽「広隆寺史の研究」(中央公論美術出版、二〇〇三年)を参照した。

(7) 亀田隆之「平安京の治水」(同註(一)前掲書)。

(8) 亀田隆之氏は、道昌に期待したのは教化力・徳化力であり、労働力は提供させても、工事は防葛野河使が公的財源を用いて行ったであろうとしている(同註(7)前掲論文)。

(9) 貞観一五年の「広隆寺資財帳」は、同じ施入者でも僧信・秦氏とそれ以外の者とは名前の記載方法が異なっており、前者は第六界線から、後者は第七界線から記されている。こうしたことから、川尻秋生氏は、「広隆寺は、平安初期においても秦氏の氏寺としての機能を有していたと考えることができる」としている(同「広隆寺資財帳及び広隆寺資財交替実録帳について」、『古文書研究』三一、一九八九年)。

(10) 「僧綱補任」、「元亨釈書」など。「僧綱補任」には、承和一二年没、五五歳とある。

(11) 竹居明男「仏名会に関する諸問題―十世紀末頃までの動向―」(『文化史学』一三五・一三六、一九八〇・一九八一年)。

(12) 阿部泰郎「比良山系をめぐる宗教史の考察―寺社縁起を中心とする―」(『比良山系における山岳宗教の調査報告書』、元興寺文化財研究所、一九八〇年)、村山修一「比良山の修験道―その諸相と歴史―」(『山岳宗教史研究叢書一』、近畿霊山と修験道、名著出版、一九七八年)。

(13) 堀裕註(4)前掲論文。

(14) 『志賀町史』第一巻(志賀町、一九九六年)。

(15) 『日本文徳天皇実録』天安元年四月庚寅条。推定地は、和連川上流左岸の上竜華付近(日本歴史地名大系「滋賀県の地名」、平凡社、

- 一九九一年。
- (16) 『類聚三代格』元慶七年一〇月二六日官符、『延喜式』宮内省、同内膳司。
- (17) 佐野静代「近江国筑摩御厨における自然環境と漁撈活動」湖岸の御厨の環境史―(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三三、二〇〇六年)。
- (18) 筑摩御厨は、『類聚三代格』延暦一九年五月一日官符に「筑摩御厨長一人」とみえるのが史料上の初見だが、平城宮木簡、二条大路木簡にも「筑摩醬厨」御贄三〇六升、「筑麻醬鮎肆斗壹」筑麻〇〇参斗(『平城宮木簡』二一七八三、『平城宮発掘調査出土木簡概報』三〇・三一)とみえ、贄の貢進は奈良時代からなされている。したがって、和辻御厨も初見は元慶七年(八八三)だが、さらにさかのぼる可能性は十分にある。とすると、和辻の港湾施設も古くから存在したと思われる、貞観九年官符には静安が承和年中に和辻船瀬を造つたとあるが、実際には修理・整備であつたかもしれない。
- (19) 同「近江国妙法寺・最勝寺について」(『滋賀考古学論叢』一、一九八一年)、註(14)前掲書。
- (20) 『日本三代実録』貞観九年二月一九日甲申条。まず北陸道諸国に安置されたのは、妙法・最勝両寺付近が活動拠点であり、そこから北に北陸道が延びていたためである。
- (21) 『類聚三代格』貞観一三年九月八日官符。なお、貞観九年三月、賢和が播磨国講師賢養とともに播磨国魚住船瀬营造を申請している(『類聚三代格』貞観九年三月二七日官符)。次に述べるように、賢和は野洲郡奥嶋に住んでいたもので、魚住船瀬の营造は播磨国講師賢養が中心になつて行われたものと考えられる。また、貞観五年四月には、伯耆国講師賢永が「一万三千并親世音菩薩像及一切経」を写し、国分寺に安置することを申請している(『日本三代実録』貞観五年四月三日乙未条)。この賢養、賢永も静安の弟子であろう。
- (22) 『益田池碑銘』については、『平安遺文』金石文編、日本古典文学大系『三教指帰 性霊集』(岩波書店、一九六五年)、岩田芳子・太田善之、藏中しのぶ・小林崇仁・佐藤信一・曹咏梅・土佐朋子・藤本誠・米山孝子「空海撰『大和州益田池碑銘并序』註釈」(『水門―言葉と歴史―』二四、二〇一二年)などを参照した。
- (23) 『益田池碑銘』には「円律師」とある。「円律師」を空海弟子の真円とする説もあるが、この時期に律師で「円」が付くのは修円だけなので、「円律師」は修円とすべきであろう。
- (24) 『益田池碑銘』に「藤広」とあるので、藤原藤広とする説もある。しかし、当時の史料に藤原藤広なる人名はみえないので、備中守、大宰大貳を歴任した広敏とすべきであろう。
- (25) 『益田池碑銘』の日付は天長二年九月二十五日である。
- (26) 小谷氏は、「坂上系図」(『続群書類従』七下)所引の『新撰姓氏録』逸文に、山木直は小谷忌すら二五姓の祖とあるが、他にはみえない。なお、『大日本古文书』一一一八に、小長谷部金村を小谷部金村と表記している。また、『続日本紀』神護景雲二年五月辛未条にみえる少谷直五百依も、おそらくは小長谷直五百依であろう。とすると、あるいは小谷氏は小長谷氏のことかもしれない。
- (27) 『僧綱補任』は修円の興福寺别当就任年を弘仁一三年とする。『興福寺别当次第』は弘仁三年、弘仁二年、弘仁一三年の三説を載せている。
- (28) 泉谷康夫『興福寺』第二章第一節(吉川弘文館、一九七九年)。
- (29) 東大寺と同様、壱田開発の中心は北陸道にあつたらしい。興福寺の財政については、泉谷康夫註(28)前掲書第五章を参照した。
- (30) 『延喜式』主税寮には、大和国正税から支出されるものとして、安居供養料米二石余と南円堂年料油三石余がある。
- (31) 『益田池碑銘』に「六郡蒙潤、万滄湯々」とある。
- (32) 井上薫「狭山池所と勤操―行基狭山池院の「史料」」(『仏教史学』二一三、一九六六年)。西岡虎之助氏、宝月圭吾氏も、人々の工事に對する無理解・迷信を解決するため、一般民衆の帰依を集めていた高僧を工事に参画させる場合があつたとしている(西岡虎之助「池溝時代から堤防時代への展開」、同「西岡虎之助著作集 第一巻」、三一書房、

一九八二年、初出は一九二九年、宝月圭吾『中世灌漑史の研究』一五頁、敬徳書房、一九四三年。

- (33) 室生寺と修円については、福山敏男「室生寺の建立年代」(同『日本建築史の研究』、桑名文星堂、一九四三年、初出は一九三五・六年)、園田香融「草創期室生寺をめぐる僧侶の動向」(同『平安仏教の研究』、法蔵館、一九八一年、初出は一九五九年)、堀池春峰「室生寺の歴史」(『南都仏教史の研究』下、法蔵館、一九八二年、初出は一九七六年)、同「ひー山園と室生寺」(同前書、初出は一九七六年)、中井真孝「修行と山寺」(同『行基と古代仏教』、永田文昌堂、一九九一年、初出は一九八三年)などを参照した。

承平七年の「室生山年分度者奏状」(福山敏男前掲論文に引用)によると、宝亀年間に皇太子(後の桓武天皇)不子の時、浄行僧五人に室生山中で延寿法を修させたところ、安穩を得ることができた。そこで、仰せにより興福寺の大僧都賢璟が山寺を建てたのが室生寺の始まりという。

- (34) 弘仁初年ころとされる空海消息「風信帖」の「与我金蘭及室山、集会一処、商量佛法大寺因縁」の「室山」も修円を指している(「金蘭」は最澄)。

- (35) 岩田芳子他註(22)前掲論文の現代語訳は、「竜が吟ずると雨が降ると言われているように、その大雨が堤を決壊するほどの大水となつても、ゆつたりと減水してあふれることはない」である。

- (36) 嘉祥三年(八五〇)、祈雨のため百僧が大極殿で三日間大般若経を転読したところ、降雨となつた。そのことについて、『日本文徳天皇実録』は「時人以爲、諸僧苦請之誠、感動竜王」としている(同嘉祥三年五月丙戌条、戊子条)。修円に期待された役割も池に住む「竜王」を「感動」させることであつたのであろう。

なお、小林崇仁氏も、「益田池造営に修円が派遣された理由は、彼が大和国出身であつたことに加え、祈雨に実績があり、その験力にも期待が寄せられていたことも推察しうる」としている(同「勤操の生涯」(三)

一利他行への展開)、『蓮花寺仏教研究所紀要』九、二〇一六年。

- (37) 勤操については、「故贈僧正勤操大徳影讃并序」(『性霊集』巻一〇)、池田源太「石淵寺勤操と平安仏教」(『南都仏教』五、一九五八年)、小林崇仁「勤操の生涯―誕生から修行期にかけて―」(『蓮花寺仏教研究所紀要』五、二〇一二年)、同「勤操の生涯」(二)「朝廷との関わり」(『蓮花寺仏教研究所紀要』八、二〇一五年)、同註(36)前掲論文などを参照した。

- (38) 『類聚国史』巻一七八道五仏名では、弘仁一四年二月癸卯条の方広悔過が仏名会の初見とされている。方広悔過については、堀裕「平安新仏教と東アジア」(『岩波講座日本歴史』古代四、岩波書店、二〇一五年)、小林崇仁註(36)前掲論文を参照した。なお、この方広悔過には勤操とともに空海が参加しており、空海も化他僧の一人であつたことがわかる。

- (39) 勤操の狭山池修築については、井上薫註(32)前掲論文、同「狭山池修理をめぐる行基と重源」(『狭山池 論考編』、狭山池調査事務所、一九九九年)、光谷拓実「狭山池出土木樋の年輪年代」(『狭山池埋蔵文化財編』、狭山池調査事務所、一九九八年)、『狭山町史』第一巻(狭山町役場、一九七七年、執筆は井上薫、藤井貴之「勤操と狭山池―狭山池所に関する試論」(『大阪府立狭山池博物館研究紀要』九、二〇一八年)などを参照した。

- (40) 藤井貴之氏も、「勤操はかつて和泉にある横尾山寺(茅渚の山寺)にいた可能性があり、その際に近隣にある狭山池を見ていたと考えられる」としている(同註(39)前掲論文)。

- (41) 拙稿「地方支配の変化と天慶の乱」(『岩波講座日本歴史』古代四、岩波書店、二〇一五年)。

- (42) 亀田隆之註(一)前掲論文を参照した。

- (43) 『平安遺文』金石文編『統群書類従』三三三上など。亀田隆之註(一)前掲論文に全文が掲載され、かつ各写本における文字の異同が注記されていて便利である。

- (44) 『日本紀略』 弘仁八年六月壬戌条、同弘仁九年四月己卯条。
- (45) 『日本紀略』 弘仁二年六月丁酉条。
- (46) 『日本紀略』 弘仁二年二月己丑条、同弘仁十一年四月庚辰条。
- (47) 龜田隆之氏は、路浜羅が労働力の徴集に失敗した理由について、「路浜羅の位階が地方国司の守・介に比べ低い位階にあり、また名門貴族の一員でもないという点で、農民の労働力徴発を（国司の介入を必要とする点で）困難なものにしたという事情があったかもしれない」としている（亀田隆之註（一）前掲論文）。しかし、兵部少丞正六位上菅野朝臣牛足が大輪田船瀬を修築した例もあるで（『類聚三代格』弘仁七年一〇月二日官符、官位の低さだけが理由ではないであろう。後述するように、弘仁十一年は讃岐国の早魃被害がとりわけ深刻であった。そうしたなか無理に工事を進めたことが、労働力を集められなかった最大の要因ではないだろうか。
- (48) 『日本紀略』 弘仁十二年七月丁巳条に「新銭二万、施空海法師」とあり、空海に新銭二万が下賜されている。二年後の益田池造築に際して大和国に新銭一百貫が賜与されている（前述）ことから、空海に下賜された新銭二万は満濃池修築費用とみなすのが一般的である。しかし、賜与の対象が、前者が空海であるのに対し、後者は大和国である。また、後者には「元築益田池料」とあるが、前者には使途についての記述がない。故に、新銭二万の下賜理由については再検討が必要である。そうすると注目されるのが、空海が弘仁十二年の春から行った两部曼荼羅等の修復事業である。これは帰国後長い年月が経る間に損傷した两部曼荼羅や諸尊の図像を修復したもので、『性霊集』巻七「奉為四思造」衆大曼荼羅願文」には「天感誠、后妃随喜、震卦亦庇、三台竭心、衆人效力（天皇は私の誠意に応じ、皇后は喜び、皇太子は感動し、三大臣は尽力し、多くの人々は力を合わせてこの修復を行った）」とあり、朝廷関係者の援助を得ていたことがわかる。したがって、空海に施された新銭二万は、この曼荼羅等の修復に関するものであった可能性もある（加藤精一『弘法大師空海伝』九九頁、春秋社、一九八九年）。なお、
- 『性霊集』およびその現代語訳については、日本古典文学大系『三教指帰 性霊集』（註（22）前掲書）、『弘法大師空海全集』第六巻（筑摩書房、一九八四年）を参照した。
- (49) 渡辺照宏・宮坂春勝『沙門空海』（学芸文庫本）一一五頁（筑摩書房、一九九三年）。
- (50) 蘭田香融「平安仏教」（岩波講座日本歴史 古代四）、岩波書店、一九六二年）、川崎庸之「空海の生涯と思想」（日本思想大系『空海』、岩波書店、一九七五年）。
- (51) 中国密教については、頼富本宏「中国密教の展開」（講座密教文化一 密教の流伝、人文書院、一九八四年）、岩崎日出男「中国密教の祖師たち」（シリーズ密教三 中国密教、春秋社、一九九九年）、藤善真澄『中国仏教史研究―隋唐仏教への視角―』第四章・第五章・第六章・第七章（法蔵館、二〇一三年）などを参照した。
- (52) 空海が高野山を造営し、東大寺に灌頂道場を、宮中に真言院を設立したのは不空にならったものである（蘭田香融註（50）前掲論文、頼富本宏註（51）前掲論文、平岡定海「真言密教の南都寺院への進出」、同『日本寺院史の研究』、吉川弘文館、一九八一年、初出は一九六四年）。
- (53) 空海が唐で梵語を習った般若も護国思想を唱え、彼が訳出した護国経典『守護国界主陀羅尼經』は空海によって日本に将来されている（藤善真澄註（51）前掲書第六章）。
- (54) 蘭田香融註（50）前掲論文、川崎庸之註（50）前掲論文。
- (55) 表1の作成にあたっては、『弘法大師空海全集』第八巻（筑摩書房、一九八五年）、「日本の名僧四 密教の聖者空海」（吉川弘文館、二〇〇三年）を参照した。
- (56) 高木神元「空海―生涯とその周辺―」一八四頁（吉川弘文館、一九九七年）。なお、東国は最澄の有力支持基盤であった。弘仁八年に行われた最澄の関東行化は、こうした空海の動きに対抗するためであった（佐伯有清「最澄と空海―交友の軌跡―」第四章、吉川弘文館、一九九八年）。

(57) 『日本紀略』弘仁七年九月丙寅条、同弘仁七年九月辛未条。

(58) 『高野雜筆集』卷上37(便宜的に各書状に通し番号を付した)。以下『高野雜筆集』およびその現代語訳については、『弘法大師全集』第三輯(六大大新報社、一九一〇年)、『弘法大師空海全集』第七卷(筑摩書房一九八四年)を参照した。

(59) 川崎庸之註(50)前掲論文。

(60) 武内孝善『般若心経秘鍵』上表文攷(一)同『空海伝の研究』後半生の軌跡と思想」、吉川弘文館、二〇一五年、初出は二〇一四年)、同『空海と嵯峨天皇・藤原三守』(同前書)、高木神元註(56)前掲書二一八頁、西本昌弘『高野雜筆集』からみた空海と藤原三守の交流(『古代史の研究』一三、二〇〇六年)。

(61) 空海による祈雨修法の史料上の初見は、『類聚国史』卷一七〇天長四年五月丙戌条の「依祈雨、令少僧都空海、請弘舍利内裏、礼拝灌浴」である。この五日前には、祈雨のため百僧が大極殿で三日間大般若経を転読している(『日本紀略』天長四年五月辛巳条)。「性霊集」六の「天長皇帝於大極殿屈百僧雩願文」はこの時のものである。そこには、国家の基本は民、民の命は食料、そのためには降雨が必要と述べられている。また、詠まれた時期は不明だが、「性霊集」一には「喜雨歌」も収められている。そこでも「老僧説誦微雲起、禪客持觀雨足優(老僧が説経すると雲がうつつすらとわき起り、修行僧が祈念すると雨が降りそそぐ)」としている。このように空海は祈雨修法に深く関わり、かつ大きな関心を持っていた。一方で、先述したように、空海は入京直後に「奉爲国家請修法表」を提出するなど、国家のために密教の修法を用いることを望んでいた。こうしたことからすれば、天長四年より以前に空海が祈雨修法を行っていた可能性は十分にあるといえよう。弘仁九年、あるいは弘仁一〇年に空海が祈雨修法を行ったことは『日本後紀』などの正史にはみえない。しかし、後述する弘仁九年の最澄による祈雨修法も正史にはみえていないので、史料に残されていないことをもって、弘仁九年、あるいは一〇年の空海による祈雨修法を否定するこ

とはできないであろう。

なお、高木神元氏、西本昌弘氏によると、宛先の吏部次郎(式部大輔の唐名)は藤原三守を指す(註(60)前掲論文。藤原三守は弘仁五年から一年まで式部大輔だったので、この書状を弘仁九年、あるいは一〇年とすること矛盾しない)。

(62) 『日本紀略』弘仁九年四月乙亥条。

(63) 『日本紀略』弘仁九年四月丙子条。

(64) 蘭田香融「最澄とその思想」(同『日本古代仏教の伝来と受容』、塙書房、二〇一六年、初出は一九七四年)。

(65) 蘭田香融註(64)前掲論文。なお、最澄は祈雨説経を行うだけでなく、社会的実践にも関心を有しており、弘仁九年五月一三日付の「天台法華宗年分学生式一首」(二六条式)には、諸国の講師は「安居法服施料」を「修池修薄」「造橋造船」などに用いよ、とある。この点について、宮城洋一郎氏は、最澄自らが行った実践を述べているのではなく、「社会的に活動していくとすれば、このような実践方法をとるべきこと」を指し示した「ものとしている(同『日本仏教救済事業史研究』一四六頁、永田文昌堂、一九九三年)。

(66) 成瀬良徳「平安時代における祈雨儀礼―密教僧との関わりをめぐって」(『大正大学大学院研究論集』五、一九八一年)。

(67) 空海の中務省入任のことは、『高野雜筆集』卷上39・40の弘仁一〇年八月一三日付書状、同八月一〇日付書状にみえている(『今随 勅徴一 来入城中』)。「貧道去月中、有勅徴、且住中務省」。真済の『空海僧都伝』には「太上皇有勅請下、安置中務供養月余」とある。

(68) 『日本紀略』弘仁一〇年七月甲午条。この他、祈雨のため、五月に貴船社に奉幣、七月に丹生川上雨師神に黒馬奉納、同月に伊勢神宮と大和国の大后山陵に奉幣している(同五月甲午条、同七月戊寅条、同七月癸巳条)。一方で、止雨のため、六月に丹生川上雨師神と貴船神に白馬を奉納し、八月に貴船神と丹生川上雨師神に奉幣しているので、(同六月乙卯条、同八月癸酉条、同八月乙亥条)、天候は不順だったようである。

ただ、『日本紀略』弘仁一〇年七月是月に「自夏不雨、諸国被害者衆」とあるので、空海が中務省に入った七月は旱魃被害が深刻だったようである。

(69) 高木神元註(56) 前掲書二一八頁。三浦章夫『増補再版 弘法大師伝記集覧』(密教文化研究所、一九七〇年)も、中務省入任を「是歳炎旱ノコトアレバ、或ハ祈雨ノ為ナラン」(四二九頁)としている。

(70) 西本昌弘註(60) 前掲論文。

(71) 『日本紀略』弘仁二年四月庚辰条、同弘仁十一年六月丁酉条など。

(72) 拙稿「律令制支配と賑給」(『日本史研究』二四一、一九八二年)。

(73) 高木神元註(56) 前掲書一九八頁、堀池春峰「弘法大師空海と東大寺」(同『南都仏教史の研究』上、法蔵館、一九八〇年、初出は一九七三年)。

(74) 『類聚三代格』承和三年五月九日官符。

(75) 渡辺照宏・宮坂有勝氏、高木神元氏は、「空海に高度の土木工事の設計、技術に関する知識があった」(同註(49) 前掲書一九〇頁)、「空海には医薬のほかにも土木工学の斬新な知識があった」(同註(56) 前掲書二二四頁)とするが、空海がそうした知識を有していたとする史料の根拠はない。

* 本研究は、科学研究費補助金基盤研究(B)「地域歴史資料調査に基づく四国遍路の総合的研究」(研究代表者・胡光)の成果の一部である。